

第18回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年11月24日（金）

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時34分

第18回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第89号 競公買適格証明の発行について

議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第93号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第89号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第90号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第91号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第92号 職員の分限処分について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
3 番	池 田 庄 司 君		5 番	川 鍋 優 君
6 番	柴 崎 行 雄 君		8 番	大 澤 一 樹 君
9 番	渡 邊 敏 男 君		10 番	小 沼 健 司 君
11 番	高 橋 七 海 君		12 番	坂 卷 昭 一 郎 君
13 番	宮 城 与 四 郎 君		14 番	野 口 和 幸 君
15 番	籠 宮 信 寿 君		16 番	坂 卷 泰 子 君
17 番	早 野 公 夫 君		18 番	奈 良 晴 夫 君

欠席委員 3名

2 番	岸 田 一 男 君	4 番	岡 田 武 君
7 番	高 橋 真 一 君		

推進委員

久喜 3	阿 部 文 雄 君	久喜 4	齋 藤 イ ツ 子 君
菖蒲 11	森 田 清 君	栗橋 2	平 井 秀 昌 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	兼係長	松 崎 宣 幸
主 事	横 山 玲 央	主 任	

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第18回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆さん、ご起立を願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、2番、岸田委員さん、4番、岡田委員さん、7番、高橋委員さんより欠席ということで、連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。3番、池田委員、5番、川鍋委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催前までの経過について、ご報告させていただきます。

総会議案の3ページを御覧ください。報告の内容は1件でございます。11月21日、埼玉県農業会議の主権による、農地利用最適化交付金に関する説明会が埼玉県県民健康センター及びウェブにて開催されまして、村田副主幹がリモートで出席しました。説明会の内容については御覧のとおりでございます。

経過報告については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案88号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5 議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号231305、譲受人は蓮田市に本社を置く法人、譲渡人は久喜東5丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田2筆、合計1,606平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を58アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

以上1件について、所有農地について良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○17番（早野公夫君） 議席番号17番、早野です。11月19日、岸田委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号231305番について、参考に今回の第18回総会資料の、資料のページを御覧ください。申請地は、東北自動車道の久喜インターチェンジ西側で、この自動車道の北東に面した場所となっております。農地の状況は田で、水稲、米作りが行われており、耕うんされていきました。時期的に米の収穫も終わり、既に2回の耕うんがされた状態でありました。譲受人の農機具所有状況ですが、申請書類には乗用トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、農業用自動車1台、耕運機1台を所有しており、現在の農作業従事者は3名とのことです。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございました。

ただいま早野委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第89号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第89号 競公買適格証明の発行についてを上程します。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第89号 競公買適格証明の発行について、議案書の7ページになります。競公買適格証明につきましては、農地の競公買入札に参加する場合に、入札参加者が農地を取得する要件を備えているかどうか、この確認が必要とされることから、農業委員会から適格証明の報告を受けた上で、当該証明書を提出する必要があります。今回の場合については、東京国税局に当該証明書を提出し、入札に参加することになります。適格証明書の交付に当たりましては、国の通知に基づきまして、通常の農地法3条の許可申請と同様に判断することとされておりますことから、通常と同じご審議をお願いするものでございます。

なお、入札に参加して落札した場合は、通常の農地法第3条の許可申請を行い、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可するものとなります。

それでは、説明いたします。申請書番号232306、競公買適格申請人は菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台内の畑1筆、1,090平米でございます。申請の内容は、競公買参加のための適格証明

願の証明依頼となっております。申請人につきましては、現在水稲及び野菜を200アール耕作しており、適正に管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、売却が決定した場合は、水稲を作付するということでございます。

競公売買受適格証明についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（柴崎行雄君） 6番、柴崎でございます。11月20日に渡邊委員と2人で現地調査及び申請書類の審査ということで行ってまいりました。

申請書番号232306、資料の2を御覧ください。その資料の図の中央に三箇小学校があるのですが、その東側、約100メートルの付近がその対象地域となります。上の部分、北東の部分と同じく畑になっていますが、陸田の状態になっていて水稲が行われています。西側は畑です。なお、下側は、その図のように3軒の住宅が建っております。現地は、現在20センチから30センチぐらいの草が生えていますが、すぐにこれが元の畑の状態に戻るかと思えます。先ほどの事務局の説明もありましたように、水稲、ここで陸田の方式で行う予定ということで伺っています。

なお、申請者は農機具等の所有状況から、落札後に農地の取得をした際に適正に耕作するものと思われれます。落札後、第3条の許可の適格があると2人で判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの柴崎委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第89号 競公買適格証明の発行について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第90号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページ、申請書番号233402、申請者は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、117平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置などの農家住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234404、申請者は八甫2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、八

甫2丁目地内の畑1筆、526平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置などの農家住宅敷地として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る11月20日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号233402番、総会資料の3を御覧をいただきたいと思っております。申請地につきましては、県営の権現堂公園から国道4号線を渡りまして、西に200メートルほどの集落内に位置をしております。申請人の所有する土地の中心部に位置をしております、周囲は北側が畑、東側が宅地、南側が後ほどご審議いただきます議案第91号、申請書番号233517号の土地で、地目は畑でございますが、現在車庫、物置が建設されております。西側につきましても、車庫、物置が建設をされております。この案件につきましては、追認案件でございますので、新たな工事を伴わないことから周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、この案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上でございます。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。現地調査をした結果をご報告をさせていただきます。

資料4の番号234404の案件であります、本件については、農地法4条の許可を申請をするものでありまして、当該農地は線引き前より宅地として使用しており、現在も宅地として使用しているということが判明をしたということもありまして、是正をするために追認申請をしたいということでもあります。現地の状況等については、南側と西側が田、それと北側と東側は宅地ということでもあります。本件につきましては、申請内容及び現地の状況等から許可相当であると判断をさせていただきます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの池田委員、宮城委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第91号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページ、申請書番号231530、譲受人、譲渡人共に越谷市在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の畑2筆、合計331平米となっております。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の社宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の両親が住む予定の家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231531、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は太田袋在住の方となっております。土地の表示につきましては、太田袋地内の畑1筆、450平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号231533、譲受人は加須市在住の方ほか1名、譲渡人は幸手市在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑1筆、16平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅の敷地拡張を目的とした宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、生活利便性のよい土地に自己用住宅を建築するに当たり、既存の敷地では手狭になることから、今回敷地拡張の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231534、譲受人は久喜東3丁目に本店を置き、不動産業等を行っている法人となります。譲渡人については江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の田3筆、畑1筆、合計2,293平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、近年順調に建売分譲工事等を手がけておりますが、近年の資材費等の高騰により資材を業者に発注するとコストがかかるため、自社でまとめて購入してたくわえておくなどすることでコスト削減ができると考え、資材を保管するスペースを探していたところ、当該申請地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号233517、譲受人、譲渡人とも小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、118平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります雑種地への転用申請でありまして、いわゆる追認案件でございます。資材置場の一部が以前より非農地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、資材置場として利用されており、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号233518、譲受人は茨城県結城市在住の方ほか1名、譲渡人は中里在住の方となっております。土地の表示につきましては、中里地内の畑2筆、田2筆、合計498.45平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきまし

ては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234543、譲受人は上内に本店を置き、紙製品等の卸売、製造販売等を行っている法人となります。譲渡人については上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内及び中妻地内の畑2筆、田2筆、合計793平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在の営業所については敷地が狭く、大型トラックや従業員用の駐車スペースを確保することが困難な状況です。今回近隣で土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承が得られたことから、駐車場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、14ページ、申請書番号234546、譲受人は西大輪に本店を置き、上下水道、衛生設備等の請負を行っている法人となります。譲渡人については下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田1筆、841平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります工事現場仮設事務所及び駐車場のための一時転用で、転用期間が5か月間となっております。農地の区分は農用地区域でございますが、工事現場仮設事務所及び駐車場のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人は、本町7丁目で水道管布設工事の請負を市から受注しましたが、周辺は交通量が多く、住宅が建ち並ぶなど現場事務所や駐車スペースが見つけれられない状況でございます。今回土地を探していたところ、現場からは少し距離がありますが、広い敷地沿いに面し、車両の出入りのしやすい当該申請地の所有者から了承が得られたことから、工事現場仮設事務所及び駐車場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234547、譲受人は草加市在住の方、譲渡人は白岡市在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷲宮地内の畑1筆、271平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、家財道具も増え現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の職場へも通いやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上9件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○17番（早野公夫君） 議席番号17番、早野公夫でございます。11月19日、岸田委員さんと現地調査を行いました。資料5、231530を御覧ください。申請地は、久喜駅東口を東へ進んでいただきまして、いちょう通りにぶつかりますが、

その交差点を右折していただくと案内図にありますように、久喜市立ひまわり保育園があり、この保育園の北側100メートルぐらいの位置にあります。周囲は、北側、市道、東側、宅地、南側、宅地、西側、畑で野菜が耕作されています。申請地の周囲は、コンクリートブロック塀を設置する計画となっており、排水も公共下水道に接続する計画となっています。

続きまして、資料6、231531のページを御覧ください。申請地は、案内図にありますように、久喜東小学校より直線距離にして約700メートルほどの位置にあります。久喜都市ガスの脇の道を太田袋方面に向かった太田袋地内の集落内にあります。周囲は、北側、市道、東側、通路状の畑、南側、畑、西側、住宅地となっています。周囲は、マウントアップの計画となっており、排水は農業集落排水へ放流するということです。

続きまして、資料7、231533のページを御覧ください。申請地は、案内図にありますように、久喜駅西口からノハラ園芸センターに向かう道路で、青毛堀川の手前の道路を左折して200メートルぐらい入った右側にあります。既に住宅がありますが、その住宅を建て替えるに当たり、敷地を拡張するものです。北側、畑、東側、畑、南側、宅地、西側、畑となっています。

続きまして、資料8、231534のページを御覧ください。申請地は、案内図を御覧いただきたいと思いますが、先ほどの農地法第3条の申請がありました農地の近くで久喜菖蒲公園通り沿いとなっています。周囲は、北側、市道、東側、道路、西側、水路、南側が畑となっています。敷地側には高さ3メートルの囲いを設置する予定となっています。

以上、現地を確認を行いましたので、報告いたします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る11月20日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号が233517番、総会資料の9を御覧いただきたいと思います。申請地につきましては、議案90号、申請書番号が233402番でご説明をさせていただきましたとおり、県営権現堂公園から国道4号線を渡りまして、西に200メートルほどの集落内に位置をしているところでございます。申請人の使用する土地の中心部にこれも位置をしております、既に車庫、物置が建設されております。この案件につきましては、追認案件ということで新たな工事を伴わないことから周辺農地に被害を及ぼすことはないというふうに思われます。

続きまして、申請書番号233518番、総会資料の10をお開きいただきたいと思います。申請地につきましては、東武鉄道南栗橋駅から南に1,200メートルほどの集落内に位置をしております。農地の状況は畑で、耕うんをされた状態で適正な保管理がされておりました。周囲は、北側が宅地、東側が畑、南側も畑、西側が道路となっています。被害防除につきましては、周囲をマウントアップして、雨水浸透施設を設置をして周辺農地や作物に影響が出ないように対処されているところでございます。また、排水につきましては合併浄化槽を設置をして、母屋の管理ますに接続をする計画となっておりまして、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上2案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であるというふうに判断いたしました。

以上でございます。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城でございます。現地調査した結果をご報告をさせていただきます。資料の11、申請書番号234543であります、本件については久喜市の体育センターから西に約300メートルほど行ったところに位置しております、農地法の5条の申請をするものであります。新たな敷地は取引先あるいは従業員の駐車スペースとして利用をしたいということでもあります。隣接農地については、地図を見ていただきますとわかりますように、北側は工場、それから、東と西側は市道、南側が住宅ということでありまして、隣接農地については被害が及ぶというようなことはないということでもありますし、コンクリートブロック等で必要なところは被害防除をするという計画であ

ります。

続きまして、資料の12、申請書番号234546でありますけれども、わし宮団地から東側に100メートルほど行ったところでございますが、北と東と西側が畑、それから、南側が市道ということであります。久喜市より受託をした公共工事、これに伴う期間について、現場の事務所、それから駐車場の敷地として工事期間中借用をしたいということあります。隣接農地等についてでございますが、土留め等のブロックに囲まれていまして、雨水、土砂等の流出はないということでございます。

続きまして、資料の13、申請書番号234547であります、自己居住用の住宅を建築する申請ということあります。当該農地については、東鷲宮駅、あるいは鷲宮総合支所からも近くて、比較的静かな場所ということあります。土地の形状については三角形でありますけれども、建築のスペース等については十分確保できるということあります。地図を見ていただきますと、三角形であります、北と西側が空き地、それから、南側は市道、東側は住宅ということあります。隣接する農地等については、マウントアップ等を設けて土砂の流出については防ぐということあります。

以上3案件につきましては、申請内容及び現地の状況等から許可相当と判断をさせていただきました。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第92号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の16ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更で1件提出されております。申請書番号222501、土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田2筆、合計842平米でございます。土地の再設定につきましては、令和4年4月28日に県の発注する庄兵衛堀川の氾濫を防ぐための排水路を整備するに当たり、受注者の工事現場、仮設事務所及び駐車場を設置するための一時転用とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から出ております。また、令和5年1月の総会において工事期間延長のため、令和5年7月31日まで、また令和5年6月の総会において、工事期間延長のために令和5年11月30日まで延長した計画変更の承認を受けております。このように許可当時の譲り受けについて、当該申請地に工事現場、仮設事務所及び駐車場のための一時転用として令和5

年11月30日までの予定でしたが、その後の状況が変わり、期間は再度5か月延長し、令和6年4月30日までとして、今回、計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなくて、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第93号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第93号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜31番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第93号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の18ページから21ページまでになります。今月は16件の申出を受けておりました、うち新規案件12件でございます。

それでは、久喜31番を除いて新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、18ページ、申請書番号、久喜27番、利用権を設定する農地が六万部地内の畑2筆、合計1,290平米でございまして、借手、貸手共に六万部在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑3年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜29、30番、借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が江面地内の畑1筆、田9筆、合計5,689平米でございまして、借手は江面在住の方、貸手は江面ほか在住の方となっております。設定する利用権が貸貸借権の設定、普通畑ほか3年間、賃借料が2,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、18ページ、19ページ、申請書番号、菖蒲81番、利用権を設定する農地が菖蒲町小林地内の畑10筆、合計5,602平米でございまして、借手は菖蒲町柴山枝郷に住所を置く法人、貸手は菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権が貸貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、19ページ、20ページ、申請書番号、菖蒲82番、利用権を設定する農地が菖蒲町菖蒲地内の畑27筆、合計1万2,759平米でございまして、借手は菖蒲町小林に住所を置く法人、貸手は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権が貸貸借権の設定、普通畑2年間、賃借料が3,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲83番、利用権を設定する農地が菖蒲町菖蒲地内の田7筆、合計5,946平米でございます。借手は桶川市に住所を置く法人、貸手が菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付9年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋10、11、借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が小右衛門地内の田2筆、合計3,989平米でございます。借手は小右衛門在住の方、貸手は栗橋北2丁目ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借の設定、水稻作付2年2か月のほか、賃借料が玄米30キログラムを予定しているものでございます。

続きまして、20ページ、21ページ、申請書番号、栗橋13番、14番が借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が小右衛門地内の田6筆、合計2,329平米でございます。借手が茨城県五霞町に住所を置く法人、貸手が小右衛門在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑10年間、賃借料が3,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋15番、利用権を設定する農地が佐間地内の畑1筆、521平米でございます。借手は加須市在住の方、借手が鷲宮中央2丁目在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑3年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積、久喜31番を除いて、新規、再設定合わせて71筆、4万3,468平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。初めに、久喜27番の借手につきましては、久喜3地区の阿部推進委員よりお願いいたします。

○久喜3（阿部文雄君） 久喜地区3で推進委員をしております阿部でございます。久27の利用権設定について報告いたします。農地の借手の方は、久喜市六万部にお住まいの方で、これは2か所なのですが、隣接する農地に小麦を耕作する予定と聞いております。借手の方は、現在3ヘクタールほどの水稻を中心に営農活動されております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜29番、30番の借手につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員よりお願いいたします。

○久4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしく申し上げます。今回利用権を設定する農地の借手の方は、久喜市江面にお住まいの方で、現在は水稻を927アール耕作、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となる若い担い手として営農活動をされております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲81番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いをいたします。

○菖11（森田 清君） 11地区の森田でございます。今日、事務局でも説明されましたように、この81番借手の方につきましては、菖蒲町の柴山枝郷にお住まいの方で、今、長ネギをメインとして約80アール弱を全てしっかりとされておりまして、新たに利用権を設定されるということで、まずは、近場の遊休農地、そして、また、使われていない、まだ小さな農地なんかも彼がどんどん借りて大きく、大きくやっていきたいというような旨の、非常に熱心な若い営農者ですので、非常にこれからも地元の皆様のために非常に役に立つということで、まずは皆様をお願い申し上げて、発展するようにできればと思います。よろしく申し上げます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲82番の借手につきましては、事務局より、その説明をお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲83番、借手の方については菖蒲町小林に事務所を置く法人でございます。現在従業員9名で、本市では水稲及び野菜を合計で3,126アール、大規模に耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動されていると長谷川推進委員のほうからも報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲83番の借手につきましては、市外法人のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲83番、借手の方については桶川市に事務局を置く法人で、そのため桶川市の農業委員会のほうに経営状況等を確認したところ、現在従業員5名で、水稲及び野菜を合計1,204アール耕作しており、全て良好に耕作管理され、積極的に営農活動されているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋10番、11番の借手につきましては、栗橋2地区の平井推進委員よりお願いします。

○栗橋2（平井秀昌君） 栗橋2地区の平井です。今回利用権を設定する農地の借手の方は、専業農家として就農して4年目で水稲約1,200アール、野菜を85アール耕作しており、全て良好に耕作されています。地域との関係もよく、経営規模を拡大し、担い手として幅広く営農活動をされています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋13番、14番の借手につきましては、市外法人のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、栗橋の13番、14番、借手の方については茨城県五霞町に事務局を置く法人のため、五霞町の農業委員会に経営状況を確認したところ、従業員4名、農業補助者6名で水稲及び野菜を合計で415アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋15番の借手につきましては、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、栗橋の15番、こちらにつきましては、11月9日、会長、小川推進委員、借手の方と事務局で新規利用権設定に伴う面談のほうを行いました。利用権設定地は、借手の姉のほうが所有する農地で、借手自宅から2分程度の場所にあることから容易に耕作が可能である。また、借手の方が現在加須市の在住で、自宅の裏手にある畑で露地野菜を作っており、耕作に必要な農機具や栽培技術は備わっているものと考えます。以上のことから本借手が利用権を設定する農地は適正に耕作していくものと考えます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で久喜31番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜31番を除き、議案第93号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、久喜31番に移ります。

農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限により、杉田委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔1番 杉田孝行君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書18ページ、申請書番号、久喜31番、利用権を設定する農地が六万部地内の田1筆、1,236平米でございまして、借手が所久喜在住の方、貸手も所久喜在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稻作付5年間、賃借料が玄米30キログラムを予定しているものでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、久喜31番の借手につきましては、久喜3地区の阿部推進委員よりお願いいたします。

○久喜3（阿部文雄君） 久喜31、利用権の設定について報告いたします。農地の借手の方は、久喜六万部にお住まいで、前の借手の方がお亡くなりになられまして、貸手の方から耕作依頼があり、了承したと聞いております。借手の方は地域との関係もよく、水稻野菜を中心に営農活動をされております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜31番について、原案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

杉田委員の入室を認めます。

〔1番 杉田孝行君着席〕

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の23ページから25ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は8件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、27ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、29ページから32ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は7

件の合意解約に係る通知のほうが提出されております。

続きまして、33ページ、職員の分限処分についてでございます。職員の任免に係る取扱いについては、農業委員会等に関する法律に、職員は農業委員会が任免するという規定があり、それには職員に対する戒告、減給、停職、休職等の処分も含まれており、該当する職員がおりますので報告します。処分内容は休職で、先月の分限処分でも報告させていただきましたが、今回、病気療養期間が延びることにより、その期間について、久喜市職員分限懲戒審査委員会から分限休職処分が適当との報告がなされ、その報告を踏まえ、地方公務員法の規定に基づき分限休職処分としたものでございます。なお、休職の期間は、主治医の診断によるものでございます。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。

杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。ただいまお配りした資料の中で、埼玉県の影響に関する資料があると思うのですが、それと関連しておりますので、若干述べさせていただきます。

ただいまの埼玉県の報道発表資料ということで、令和5年6月から9月における高温、干ばつによる農業被害についてということで、これについては特別災害の指定を久喜市も受けたわけでございます。

暑さにおける本年産の水稻、果樹、野菜等の被害についてということでございます。本年は、高温続きで、特に夜温も下がらず、雨量も少なく農作物全般に被害が発生いたしました。

初めに、水稻においては特に県内東部地区で高温と雨量が少なく白未熟粒となり米の等級や収量が低下したものでございます。また、カメムシの発生が早植地帯で発生いたしまして、水稻の等級格付で規格外も出て水稻全般に影響を及ぼしたというような状況でございます。

次に、果樹においては特に新高などの品質低下が目立ち出荷できないものもあったというのを聞きしておる状況でございます。

次に、野菜等においては高温続きで秋野菜の播種や定植も遅れて、特に今年温度が高いということでヨトウムシが大発生したというような状況でございます。これらは、野菜に限らず、大豆等についてはほぼ全面的に収量が取れないというところも出ているような状況でございます。

今年の作況指数については、農業新聞等々、既に10月25日現在発表になっておると思うのですが、埼玉県が99ということで発表が出されておると思います。しかしながら、11月25日にまた発表されると思うのですが、これ以上に下がるのではないかと危惧しておるところでございます。

それと、ちょっとお聞きしたのですが、まだ、菖蒲地区が終わっていないということもございまして、コシヒカリについては規格外が出てしまったということでございます。また、平成22年頃ですか、彩のかがやきがでずね、被害があったわけでございますが、それ以来の被害ということで、規格外がかつてないほどということでございます。

そのようなことで、今年の水稲全般が不良であると同時に、高温続きで作物全般にも影響しているということで大幅な減収となり、農業経営を圧迫するものと思われるため、埼玉県はもとより久喜市からの支援も必要であると思います。一応報告とさせていただきます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

この件に関して何か質問がありますか。

では、局長。

○事務局長（田中智也君） ただいま、杉田委員さんからご説明があった内容について、お配りしました埼玉県のホームページの資料のとおり、久喜市が令和5年11月21日に特別災害の指定を受けたということで、今回この高温等の被害に関して、その支援の内容というのは決まってはいるのですが、この支援の対象になる方の要件というのは、まだこれから決まるのだそうでございます。その決まるのがどの時期かといいますと、12月末ぐらいではないかということで、農業振興課より伺っています。農業委員の皆様、推進委員の皆様におかれましては、こういう情報があるということで、もし農業者から相談があった場合には、そういう方々に情報提供していただければと思います。基本的には、その支援の対象になる方はこれから決まるということと、詳細については、農業振興課にお問合せいただければということで補足をさせていただきます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

では、次に。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定した事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時34分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年11月24日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 池 田 庄 司

署 名 委 員 川 鍋 優